

特記仕様書

工事名 : 文化財発掘調査に係る仮設橋設置工事
工事番号 : ス振第50号
工事場所 : 橿原市四条町 地内

第1条 本工事の施工にあたっては「土木工事共通仕様書(案)〔平成31年4月〕(以下「共通仕様書」という。)、土木工事施工管理基準〔平成31年4月〕、土木請負工事必携〔平成31年4月〕」によるものとする。

第2条 共通仕様書のうち、特に注意する項目は、次のとおりとする。

- 1-1-1-2 工期
- 1-1-1-3 2. 設計図書の照査等
- 1-1-1-5 コリンズへの登録
- 1-1-1-9 工事の下請負
- 1-1-1-10 施工体制台帳
- 1-1-1-29 事故報告書 (土木工事請負必携参照)
- 1-1-1-44 ダンプトラックによる過積載等の防止 (土木工事請負必携参照)
- 2-1-2 10. 再生材の利用 (土木工事請負必携参照)
- 3-1-1-9 2. 工事完成図

第3条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1編 共通編

1-1-1-2 (工期)

工期は、契約日から令和8年6月30日まで。

1-1-1-3 (設計図書の照査等)

(設計図書の照査)

設計図書の照査にあたり、設計図書の照査ガイドライン（工事請負契約におけるガイドライン（総合版）平成29年4月 奈良県県土マネジメント部技術管理課）を利用しても良い。

掲載HP：<https://www.pref.nara.jp/item/176721.htm>

1-1-1-9 (工事の下請負)

(下請負者の県内建設業者の優先選定)

- 1) 受注者は、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するもの（以下「県内業者」という）の中から選定するように努めること。
- 2) 受注者は、県内業者と下請契約を行わず、県内業者以外の業者と下請契約を行う場合は、その理由を付した書面(様式3)を提出すること。なお、対象工事については、設計金額の9億円以上22億8千万円未満の工事を対象とする。

また、下請金額に関わらず、下請(1次以降)契約する全ての対象建設業者を記載すること。

1-1-1-11 (受注者相互の協力)

(工事間の調整)

本工事における重機等の搬入には、近接して文化財発掘調査を予定しており、他工事でも同様であることから、受注者間にて調整を行い、円滑に工事を進めること。

1-1-1-18 (建設副産物)

(再資源利用計画・再資源利用促進計画)

再資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、技術管理課HP又は国土交通省HPからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用した場合も、再資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

1-1-1-24 (履行報告)

(工事履行報告書の提出)

受注者は、工事打合せ簿（報告事項）として、施工計画に示した計画工程表等に実施工程を上書きで示し、進捗率を明記したうえで前月の進捗状況を翌月月初めに監督職員に提出するものとする。

また、週間工程表については、監督職員が指示した場合のみ作成することとし、翌週の実施内容を前週末までに監督職員に提出するものとする。

1-1-1-30 (環境対策)

工事箇所における騒音規制や振動規制に関する法律、条例及び規制等に則り適切に作業を行うこと。

(低騒音型の使用)

本工事の施工にあたっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は必要書類を監督職員に提出するものとする。なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の（新基準'97ラベル）が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、（旧基準'89ラベル）の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、新基準'97ラベルに貼替えを行うこと。

(建設機械への不正軽油の使用禁止)

1. 受注者は、地方税法を遵守し、不正な軽油を燃料としている工事車両を使用しないものとする。
2. 受注者は、現場で県が行う使用燃料の抜き取り調査等に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。

1-1-1-32 (交通安全管理)

(標示板の設置)

受注者は、道路工事でない場合においても土木請負工事必携〔平成31年4月〕「11.道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じ、県民にわかりやすい標示板を設置するものとする。

標示板に記載する工事種別及び工事内容は以下のとおりとする。

工事種別：文化財発掘調査に係る仮設橋設置工事

工事内容：仮設橋設置工事をしています。

1-1-1-34 (諸法令の遵守)

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。

なお、道路法第47条第1項に該当する車両を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得るものとする。

1-1-1-40 (保険の付保及び事故の補償)

本工事において、受注者は法定外の労災保険^{*}に付さなければならない。また、保険契約締結後は契約書第57条に基づき、その証券等を発注者に提示し、工事打合簿を提出すること。

なお、法定外の労災保険にかかる保険料等の費用は現場管理費率の中に計上されている。
^{*}法定外の労災保険：従事する者の業務上の負傷等に対する補償のための保険で、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険

1-1-1-45 (建設副産物の処分)

(建設副産物の搬出)

産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

第2編 材料編

第2節 (工事材料の品質)

2-1-2 4. (見本・品質証明資料)

(現場に材料を搬入する前の品質規格事前確認)

受注者は工事に使用する材料のうち、受注者が確認を必要と判断した材料及び監督職員の指示した材料について、見本又は品質を証明する資料等を工事現場に搬入（注文確定前）するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

対象材料の指示は、施工計画等の打合せ時に協議を行い決定するものとし、事前確認書類の提出は、打合せ簿に必要書類を添付して提出するものとする。なお、一覧様式については、下記ホームページの提出書類様式（品質規格事前確認様式）を用いても良い。

掲載 HP : <https://www.pref.nara.jp/52278.htm>

2-1-2 7. (奈良県産品の利用促進)

(奈良県産品及び奈良県リサイクル認定製品)

1. 受注者は、地場産業の活性化・循環資源の有効利用を図るため、建設資材・物品等調達については、奈良県産品及び奈良県リサイクル認定製品を使用することに努めること。

A 奈良県産品とは次に示すものとする。

・県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品

B 奈良県リサイクル認定製品とは次に示すものとする。

・奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として掲載されている製品

2. 受注者は、建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品、道路舗装材料類（※）（以下「3品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品の使用については、次に示す①から③の報告書（様式1）を監督職員に提出しなければならない。

①資材調達予定を工事着手前に報告 【当初報告】

②当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】

③資材調達結果を完成検査前に報告 【完成報告】

※道路舗装に用いるアスファルト合材、インターロッキングブロック、再生粒度砕石、再生クラッシュラン

(様式1,2) 掲載 HP : <https://www.pref.nara.jp/52278.htm>

3. 受注者は、3品目で奈良県産品（以下「県内産建設資材(3品目)」という。）が調達できるにもかかわらず使用しない場合は、その理由を付した書面（様式2）を監督職員に提出しなければならない。様式2の提出時期は、様式1と同じとする。

4. 上記2.の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評定の際に加点評価する。ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材（任意仮設材）等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。

A 県内産建設資材（3品目）を品目毎に全種類・全量を使用

(工事特性の考査項目で品目毎に1点、最大3点を加点)

※「品目毎」とは、生コンクリートについて全種類・全量使用・・・1点

コンクリート二次製品について全種類・全量使用・・・1点

道路舗装材料類について全種類・全量使用・・・1点

それぞれで1点、最大3点の加点

- B 奈良県リサイクル認定製品（土木資材）を全量使用
（工事特性の考査項目で2点を加点）

第3編 土木工事共通編

3-1-1-9（工事完成図書の納品）

（電子成果品）

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。
- 2 電子成果品は、「土木工事の電子納品運用ガイドライン(案)令和5年4月奈良県県土マネジメント部」に基づき作成する。なお、ガイドライン（案）に記載がない項目については、調査（監督）職員と協議のうえ、決定するものとする。

3-1-1-15（提出書類）

（工事関係書類の事前協議）

受注者は、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を工事関係書類一覧表により発注者と協議を行うこと。

なお、工事関係書類一覧表は技術管理課HPからダウンロードできる。

3-2-10-3 仮橋・仮栈橋工

（安全管理）

工事車両の運行や施工上の安全確保のため、点検を適宜行い、異常を認めた時は監督職員と協議すること。

第4条 共通仕様書の各項目に該当のない事項又は複数に関連する事項の特記事項は、次のとおりとする。

共 通

共通－１（設計変更等）

設計変更等については契約書及び本特記仕様書の定めによるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）平成29年4月（奈良県県土マネジメント部技術管理課）」によるものとする。

その他－１（建設リサイクル法）

（対象工事の事前説明）

受注予定者は、請負契約前（契約書提出時）に、建設リサイクル法第12条第1項に基づく書面を提出しなければならない。

書面の様式及び記入例については、下記ホームページを参照のこと。

（参考ホームページURL：<https://www.pref.nara.jp/52881.htm>）

なお、本工事における[工作物の状況]および[搬出経路]は以下のとおりとする。

[工作物の状況]：築年数不明

[通学路の有無]：無

その他－２（施工上の留意事項）

- ・ 構造物の通り、天端・端部の仕上げ、すりつけに留意のこと。
- ・ 仕上がりの表面部には傷等が生じないように留意すること。また、生じた場合は適切な対応を行うこと。
- ・ 不可視部分は状況の判断できる記録を提出すること。
- ・ 施工時間は、午前9時～午後5時までとする。
- ・ 地元調整の結果、施工時間などに変更が生じた場合は、その結果に従うこと。
- ・ 文化財発掘調査の状況により、リース期間の変更を行う場合がある。